

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱

令和7年4月1日制定

(通則)

第1条 この要綱は、水稻に被害を与えるジャンボタニシの生息域拡大と食害を防止することを目的とした防府市ジャンボタニシ防除対策事業（以下「事業」という。）に係る補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、事業実施主体による地域ぐるみのジャンボタニシ防除対策に係る経費の一部を支援するとともに、関係機関（防府市・山口県農業協同組合防府とくち統括本部・山口県農林水産事務所農業部）による伴走支援、効果検証等を行うことにより、ジャンボタニシ防除対策の推進を図ることを目的とする。

(事業種目等)

第3条 事業内容、補助金額及び事業実施主体は、別表1に掲げるとおりとする。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、交付決定日から交付決定日の属する年度の3月末日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする事業実施主体は、あらかじめ山口県農業協同組合防府とくち統括本部営農経済部の助言・指導を受けたうえで、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付申請書（第1号様式）に別表2に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付・不交付決定)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めた者に対しては、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付決定通知書（第2-1号様式）により通知し、不適当であると認めた者に対しては、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金不交付決定通知書（第2-2号様式）により通知するも

のとする。

- 2 市長は、前項に規定する交付決定について必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(変更等の届け出と承認)

第7条 事業実施主体は、交付決定後、別表1の重要な変更の欄に掲げる変更を加えようとするときは、速やかに防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金（変更・中止・廃止）届出書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書（第4号様式）により通知し、内容が適当でないと認めるときは、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金（変更・中止・廃止）不承認通知書（第5号様式）により通知するものとする。

(完了報告)

第8条 事業実施主体は、事業を完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金完了報告書（第6号様式）に別表3に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による完了報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査の結果、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金確定通知書（第7号様式）によりその旨を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定による補助金の確定通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、これを審査し、速やかに当該補助金を交付するものとする。

(概算払)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第6条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

2 事業実施主体は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定により補助金概算払請求書を受理した際は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、事業実施主体に対し補助金を交付するものとする。

4 市長は、補助金の額の確定をした場合において、その額を超える補助金が概算払により交付されているときは、事業実施主体に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

(報告及び検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、事業実施主体に対し報告を求め、第14条の規定による帳簿その他関係書類若しくは事業の施行状況を検査し、又は事業の施行上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、事業実施主体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき
- (3) 事業の施行方法が不適當であると認められるとき
- (4) 補助対象期間内に事業を中止又は廃止したとき
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき

2 市長は、前項の規定により交付決定の取消しを受けた事業実施主体に対し、補助金の交付を行わず、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(関係書類の整備)

第14条 事業実施主体は、事業の施行状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、補助事業完了の年

度の翌年度の初日から起算して５年間保存しなければならない。

（その他）

第１５条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

■事業種目等

補助対象経費	補助金額	事業実施主体	その他事業要件	重要な変更
ジャンボタニシに対し、効果が認められる薬剤購入経費とする。 ※補助対象経費については、消費税及び地方消費税を含まないものとする。	補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（この額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の相当額とし、1 事業者あたり 500,000 円を限度とする。	防府市内の農地を耕作する 2 戸以上の生産農家で構成する防除対策協議会（同一地域計画地域内の農家で構成するものに限る。） ※事業実施主体及び防除対策エリアについては、モデル事業として関係機関（防府市・山口県農業協同組合防府とくち統括本部・山口県農林水産事務所農業部）が市内各地域の被害状況を考慮した上で選定するものとする。	次に掲げる全ての要件に該当しなければならない。 （1）防府市内の同一地域計画地域内の概ね連担した 5 ha 以上の農地に対して防除対策を実施すること （2）石灰窒素散布を実施すること （3）薬剤散布と併せてスクミリンゴガイ防除対策マニュアル（農林水産省消費・安全局植物防疫課作成）に示される薬剤以外の防除対策について、3 種以上取り組むこと	（1）事業費の 30 % を超える増減 （2）事業の中止又は廃止

別表 2（第 5 条関係）

■ 交付申請書添付書類

- | | |
|---|-----------------|
| 1 | 事業実施計画書（別紙 1） |
| 2 | 取組スケジュール（予定） |
| 3 | 見積書等の経費に関する根拠書類 |
| 4 | 協議会規約 |
| 5 | 協議会構成員名簿 |
| 6 | 防除実施予定農地一覧及び図面 |

別表 3（第 8 条関係）

■ 完了報告書添付書類

- | | |
|---|-------------------------------|
| 1 | 事業実績報告書（別紙 2） |
| 2 | 取組スケジュール（実績） |
| 3 | 領収書等の写し
(経費内訳及び支払実績がわかるもの) |
| 4 | 写真等（事業の取組み実績がわかるもの） |
| 5 | 防除実施農地一覧及び図面 |

(別紙 1)

事業実施計画書

1 事業実施主体

事業実施主体名	
---------	--

2 地域の概況やこれまでの取組み等について

--

3 協議会構成員数等

協議会構成員数（関係農家数）	人
協議会構成員のジャンボタニシによる被害ほ場面積	ha
今年度薬剤散布予定面積	ha

※被害ほ場面積については、前年度の被害面積を記入

4 薬剤以外の防除対策（計画）

（対策を行うメニューのいずれか（3つ以上にレを記入ください。）

☐	冬季の耕うん	☐	中成苗移植
☐	水路の泥上げ	☐	早植え
☐	農業機械の洗浄	☐	浅水管理
☐	水路からの侵入防止	☐	人為的移動の制限
☐	捕殺	☐	田畑輪換
☐	殺卵	☐	生物的防除
☐	薬剤の育苗箱施用		

5 経費内訳書（予定）

経費種別	内 容 (数量・型番も記載してください。また、1 つの経費種別に複数の支払いがある場合は金 額内訳も記載してください。)	補助対象経費 単位：円 (税抜価格)
		円
		円
		円
		円
合計（A）		円
補助金交付申請額＝（A）× 1 / 2（千円未満切捨）		【上限 50 万円】 円

※補助金交付申請額は、補助対象経費の合計（A）の 1 / 2、補助上限額 50 万円のいずれか少ない方の金額を記入してください。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

(別紙2)

事業実績報告書

1 事業実施主体

事業実施主体名	
---------	--

2 協議会構成員数等

協議会構成員数（関係農家数）	人
協議会構成員のジャンボタニシによる被害ほ場面積	ha
今年度薬剤散布実績面積	ha

※被害ほ場面積については、前年度の被害面積を記入

3 薬剤以外の防除対策（実績）

（対策を行ったメニューのいずれか（3つ以上にレを記入ください。）

☐ 冬季の耕うん	☐ 中成苗移植
☐ 水路の泥上げ	☐ 早植え
☐ 農業機械の洗浄	☐ 浅水管理
☐ 水路からの侵入防止	☐ 人為的移動の制限
☐ 捕殺	☐ 田畑輪換
☐ 殺卵	☐ 生物的防除
☐ 薬剤の育苗箱施用	

4 経費内訳書（実績）

経費種別	内 容 (数量・型番も記載してください。また、1 つの経費種別に複数の支払いがある場合は金 額内訳も記載してください。)	補助対象経費 単位：円 (税抜価格)
		円
		円
		円
		円
合計（A）		円
補助金交付申請額＝（A）× 1 / 2（千円未満切捨）		【上限 50 万円】 円

※補助金交付申請額は、補助対象経費の合計（A）の 1 / 2、もしくは補助上
限額 50 万円のいずれか少ない方の金額を記入してください。

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額となります。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付申請書

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金の交付を受けたいので、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 申請額 円

2 総事業費及び負担区分

総事業費	負担区分	
	市費	自己負担

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 添付書類

- ・ 事業実施計画書（別紙 1）
- ・ 取組スケジュール（予定）
- ・ 見積書等の経費に関する根拠書類
- ・ 協議会規約
- ・ 協議会構成員名簿
- ・ 防除実施予定農地一覧及び図面

第 2 - 1 号様式（第 6 条関係）

指 令 防 農 振 第 号
年 月 日

様

防府市長名

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市ジャンボタニシ防除
対策事業補助金については、下記のとおり決定しましたので、防府市ジャンボ
タニシ防除対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 円

第 2 - 2 号様式（第 6 条関係）

指 令 防 農 振 第 号
年 月 日

様

防府市長名

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました防府市ジャンボタニシ防除
対策事業補助金については、不採択となりましたので、防府市ジャンボタニシ
防除対策事業補助金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金（変更・中止・廃止）届出書

年 月 日付け指令防農振第 号で交付決定を受けた防府市ジャンボタニシ防除対策事業を（ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）したいので、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

記

1 補助額の変更

（1）既交付決定額	円
（2）変更交付申請額	円
（3）差 額	円

2 変更、中止または廃止の理由

3 添付書類

- ・ 前項の事実を証する書類
- ・ 変更後の経費区分等

第4号様式（第7条関係）

指令防農振第 号
年 月 日

様

防府市長名

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金（変更・中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金（変更・中止・廃止）届出書については、下記のとおり承認したので、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 承認内容 （ 変更 ・ 中止 ・ 廃止 ）

2 変更後交付決定額 円

第5号様式（第7条関係）

指令防農振第 号
年 月 日

様

防府市長名

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金（変更・中止・廃止）不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金（変更・中止・廃止）届出書については、下記の理由により不承認とするので、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 不承認の理由

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金完了報告書

年 月 日付け指令防農振第 号の補助金交付決定通知に係る補助事業が完了しましたので、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 実績額 円

2 総事業費及び負担区分

総事業費	負担区分	
	市費	自己負担
円	円	円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- ・ 事業実績報告書（別紙 2）
- ・ 取組スケジュール（実績）
- ・ 領収書等の写し（経費内訳及び支払実績がわかるもの）
- ・ 写真等（事業の取組み実績がわかるもの）
- ・ 防除実施農地一覧及び図面

第7号様式（第9条関係）

指令防農振第 号

年 月 日

様

防府市長名

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のあった防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金にかかる事業について、下記のとおり補助金の額を確定しましたので、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

1 補助金確定額

門

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け指令防農振第 号で確定通知のあった補助金について、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額

円

2 請求金額の内訳

市補助金確定額	既受領額	今回請求額
円	円	円

振 込 先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合	
	支店・店・支所・出張所	
口座番号・種別		1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 (カタカナ)		

第9号様式（第11条関係）

防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）防府市長

住 所

団 体 名

代表者氏名

年 月 日付け指令防農振第 号で補助金交付決定のあった補助金について、防府市ジャンボタニシ防除対策事業補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

1 請求額

円

2 請求金額の内訳

交付決定額	既受領額	今回請求額	残額
円	円	円	円

振 込 先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合					
	支店・店・支所・出張所					
口座番号・種別						1:普通 2:当座 3:その他 ()
口座名義 (カタカナ)						